

## 青森県教育委員会第740回定例会会議録

期 日 平成22年9月1日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 平成22年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 県立青森中央高等学校における系列の見直しについて
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成22年9月1日（水）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前10時54分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
川村教育次長、白石教育次長、川村参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、清野委員
- ・書記  
鈴木学、中村尚吾

# 会 議

## 議事

### 議案第 1 号 平成 2 2 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書について

(貝守教育政策課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条の規定により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して議会に提出するとともに公表することとされている。

この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について「平成 2 2 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」を作成するものである。

なお、点検・評価に当たっては、その客観性を確保するため学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から実施方法や内容について御意見をいただき、これを参考に点検・評価の実施と報告書の作成を行っている。

報告書の概要としては、平成 2 1 年度の教育に関する事務が適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について評価している。具体的には、「青森県基本計画未来への挑戦」の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会が所管する 1 1 の施策及び 3 9 の取組項目、並びにこれらの施策・取組項目を推進するための主な事業 8 5 事業を対象として点検・評価を行い、その結果を取りまとめている。

なお、報告書については、この後 9 月県議会定例会に提出するとともに、県のホームページ等で公表する予定である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(高橋委員)

点検・評価アドバイザー会議について、今年度の開催状況はどうだったのか。

(貝守教育政策課長)

事務の点検・評価に当たっては、法律により教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされ、本県においても様々な分野で活躍する学識経験者等を「点検・評価アドバイザー」として委嘱し、3 回にわたって「点検・評価アドバイザー会議」を開催したところである。

第 1 回の会議では、今年度の点検・評価の実施方法について事務局から説明し、それに関する意見等をいただいた。

第 2 回の会議では、第 1 回で了承された方法により、各課が行った点検・評価結果を原

案として取りまとめ、その内容を事務局から説明した。その際、対象となる事業の中から6事業をピックアップし、事業の担当者から事業の内容や成果等について直接説明し、アドバイザーの方々から活発な質疑がなされた。

第3回の会議では、アドバイザーの方々から原案に対する具体的な助言や意見等をいただいた。

(島委員)

今回の報告書は具体例や事業例などが記載されていて、昨年度に比べてとてもわかりやすくなっていると感じるが、昨年度からの改善点はどこか。

(貝守教育政策課長)

今年度の点検・評価報告書では、アドバイザーの意見を踏まえながら、事業の実施状況などについての理解が推進されるよう、さらなる工夫や改善を行った。

例えば、報告書の7ページ(2)の「高校生地域貢献推進事業」については、7校の指定された高校で具体的に何を調査・研究したかについて、主な例として弘前実業高校と金木高校の活動を盛り込んだ。また、8ページには「一口メモ」として「外国青年招致事業」により来日した2名の方の「声」を掲載し、少しでも事業内容の理解が図られるよう努めた。さらに、33ページでは「特別支援教育」(33ページ)や「総合型地域スポーツクラブ」(72ページ)について、解説を新たに付したところである。

(島委員)

アドバイザーからの意見として「わかりやすく」ということが紹介されているが、自分も一つの文が長く続いていることがやや気になる。今後は、より簡潔にまとめた方がよいのではと感じた。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

## そ の 他 県立青森中央高等学校における系列の見直しについて

(奈良教職員課長)

青森中央高等学校は平成15年度に総合学科に改編されている。総合学科の高校には、生徒が進路目標に沿って科目選択ができるよう、専門性等において関連する教科・科目を

まとめた総合選択科目群である「系列」を設置している。青森中央高等学校では7つの系列を設置しているが、学校では法令改正や生徒の選択状況を踏まえて見直すこととしたところである。

健康福祉系列については、法令の改正により系列の維持が困難となったことから生活科学系列と統合することとした。なお、介護や福祉に関心のある生徒のため、統合後の生活科学系列において、福祉に関する一部の科目を選択できるよう対応するものである。

次に、リビングデザイン系列及び文化観光系列については、最近では選択する生徒がない状況であること、及び当該系列を卒業しても関連する就職先が少ないなど、今後も生徒のニーズに対応することが難しいことから廃止することとしたものである。

次に、美術系列の新設について。廃止する2系列の選択科目のうちデザインや美術、工芸の科目を選択でき、美術・デザイン系への進学等を目指す新たな系列を新設することとしたものである。

今回の見直しにより、平成23年度入学生から文化系の進学等を目指す人文科学系列、理工系の進学等を目指す自然科学系列、情報系の進学等を目指す情報ビジネス系列、家政・保育・福祉系の進学等を目指す生活科学系列、美術・デザイン系の進学等を目指す美術系列の5つの系列にするものとし、生徒の能力・適性、興味・関心、進路志望に対応した系列・選択科目となるよう検討した。

今後の手続きとしては、10月末の来年度募集人員公表に合わせて、美術系列の新設について、各市町村教育委員会をはじめとする関係機関等への周知を行うこととしている。

なお、県立高等学校教育改革第3次実施計画において、県立青森戸山高等学校の募集停止を計画しているが、計画どおり募集停止となった場合でも、新設される美術系列が美術を学ぶことを希望する生徒に対応できるものと考えている。

また、他の総合学科を設置している学校においても、必要に応じて系列の見直しを行うこととして現在検討している。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(福島委員)

健康福祉系列の維持が困難になった法令の改正とは何か。

(奈良教職員課長)

これまで健康福祉系列では、介護福祉士の資格取得を目指していたが、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」の改正を受け、次の理由により、資格取得のために必要となる介護福祉士の養成機関としての指定を受けることが困難となった。

一つ目は、授業時間数の大幅増である。これまでは学習カリキュラムが1,190時間(34単位)であったものが、改正後は1,800時間(52単位)に変更になり、2年間で学習することが困難となったことである。

二つ目は、指導教員の免許等である。従来は「福祉」免許を有していれば指導できたが、改正後は「福祉」のほかに「介護福祉士」、「看護師」、「医師」の資格とともに実務経験

が必要になったことから、全ての要件を満たした教員配置が困難になったことである。

三つ目は、実習についてである。従来は校内での実習が認められていたが、改正後は外部施設での実習しか認められなくなったことから、実習先の確保等が困難となったことである。

(福島委員)

ということは、資格を取るには高校卒業後、それらの専門的な学校に通う必要があるということか。

(奈良教職員課長)

資格を取得するためには、上級学校に進学することになる。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、県立青森中央高等学校における系列の見直しについては了解した。

## そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(奈良教職員課長)

教育委員会が8月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案である学校分の事案について説明する。これらは、すべて処分後、速やかに公表したところである。

まず事案3は、弘前市の中学校事務職員が平成19年度から平成22年度の学校徴収金について、修学旅行通帳等から引き出した現金や保護者から領収した現金を横領し、966万7,820円を私的使用したもので、免職の懲戒処分をしたものである。事案4から7は、監督責任のある校長及び教頭について、減給1月又は戒告の懲戒処分を行ったものである。

次に事案8は、東青地域の高等学校教諭が平成22年3月20日に女子高校生に現金を供与する約束をして淫らな行為を行い、8月3日に児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕され8月23日に罰金刑を受けたもので、免職の懲戒処分を行ったものである。

(橋本教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図っていたが、これらの事案が発生したことは極めて遺憾である。

このため、服務規律の確保について改めて通知を発出し、特に市町村教育委員会に対しては、学校徴収金の緊急一斉点検を行うよう依頼したところである。

また、9月3日(金)には、市町村教育委員会教育長、県立学校長及び小・中学校長会の代表者を緊急に招集して会議を開催し、服務規律の確保の徹底について指示することとしている。

今後とも、教職員一人一人が自覚を持って服務規律の確保に努めるよう、引き続きあら

ゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、職員の懲戒処分については了解した。